

冬到来

道路除雪に協力してください



市では、12月1日～3月31日を除雪期間とし、道路交通の確保を優先するため、幹線道路や通学路などをあらかじめ除雪路線として定めています。積雪深が15cm以上になると除雪を開始し、おおむね午前8時30分までに作業を終えるようにしています。除雪をスムーズに行うために、次のことに協力をお願いします。

- 除雪路線以外の道路や自宅周辺の除雪は、地域の皆様のご協力をお願いします。
- 雪を道路に捨てると、交通の妨げになり危険です。道路に雪を捨てないでください。
- 路上駐車は除雪作業の妨げとなりますので、絶対にしないでください。路上駐車がある場合、車両を傷付ける危険性が高いため、その路線の除雪作業ができなくなるだけでなく、除雪作業全体の進行にも遅れが出る原因となります。道路側に置かれている植木鉢等は、破損の恐れがあります。置かないようにしてください。
- ごみステーションなど、道路上から移動でき

ない物には、積雪時にも位置が分かるようにポールなどを設置してください。



※詳細については市ホームページで確認してください。

《問合せ》建設課 ☎21-9007または各振興局地域振興課

※除雪作業に関する問合せは、各区長さんを通じてお願いします。

《国道・県道除雪の問合せ》但馬県民局豊岡土木事務所道路第2課(☎26-3753)



12月1日(水)～10日(金)「年末の交通事故防止運動」

年末の交通事故を防ぎましょう

12月1日から10日までの10日間「年末の交通事故防止運動」が実施されます。

年末は買い物や帰省などで道路が混雑することにより、交通事故の危険性が高まりますので注意が必要です。

忘年会などでお酒を飲む機会が増えますが、飲酒運転は絶対にしてはいけません。

みんなで飲酒運転を根絶しましょう

家庭、職場、地域等で飲酒運転を許さない環境をつくり、悲惨な事故を防ぐためにも飲酒運転追放「三ない運動」を実践しましょう。

- 飲んだら車を運転しない
- 運転する時は酒を飲まない
- 運転する人には酒を飲ませない

夕暮れ時に気を付けて

○車両は、夕暮れ時に早めのライトの点灯を心掛けましょう。

○歩行者は夕暮れや夜間に外出するときは、明るい服装と反射材を着用しましょう。

自転車でも交通規則を守りましょう

○子供は乗車用ヘルメットを着用しましょう。

○車道の左側を通行し、傘差し運転、スマホ等を使用しながらの運転はやめましょう。

○自転車保険の加入が義務付けられています。万一に備え加入しましょう。

全ての座席でシートベルトの着用を

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

《問合せ》生活環境課
☎23-5304



※掲載している情報は編集時点(11月15日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

固定資産税の異動は1月31日(月)までに申告を

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。令和3年中に次のような異動があった場合は、申告してください。

▶土地

▷土地の利用状況の変更(例：家屋を取壊して駐車場にした)

▶家屋

▷家屋の新築または増築(例：物置や車庫の新築、母屋の増築をした)

▷家屋の取壊し(一部取壊しを含む)

▷用途変更(例：店舗を住宅に変更した)

▷登記をしていない家屋の所有者の変更(売買・相続など)

▶その他 今年4月に送付した「課税明細書」の内容に変更がある場合など

※登記済の物件は申告不要です。

▶償却資産

償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方、新規でお店を開業した方、ソーラーパネルを設置した方等に、12月上旬に令和4年度申告書を送付します。令和4年1月1日現在の資

産の所有状況(機械・備品などの購入または廃棄、事業の廃業など)を申告してください。資産の異動がない場合も申告が必要です。

固定資産(償却資産)のよくある質問

Q. 償却資産とは何ですか？

A. 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの事業用資産のことです。土地・家屋と同じく固定資産税の課税対象となります。

Q. 申告しなければいけないのですか？

A. 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。

Q. どんな資産が申告の対象ですか？

A. 原則として、決算時に減価償却資産として計上すべきものは、全て償却資産の申告対象となります。ただし、家屋として固定資産税の対象となるもの、車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象から除きます。

《問合せ》 税務課 ☎21-9046 または 各振興局市民福祉課

生涯学習サロン屋外交流広場が 使えるようになりました



アイティ東側に整備中の生涯学習サロン屋外交流広場の芝生が生えそろい、使用できるようになりました。自由に利用してください。なお、イベントなどで占有して使用する場合は、申請が必要です(有料)。

《問合せ》 生涯学習サロン ☎23-9770

2022年度総合体育館の 使用希望調査

広報とよおか11月号に掲載しました社会体育施設使用希望調査に、総合体育館を追加します。

▶対象施設 総合体育館

▶対象期間 2022年4月1日～6月30日

▶申込み 総合体育館およびスポーツ振興課にある所定の用紙で申し込んでください。

▶申込期限 12月24日(金)午後5時まで

▶その他

○新型コロナウイルスワクチンの3回目接種と日程が重複した場合、接種業務を優先します。

※接種の具体的な日程は現在未定です。

○7月以降の利用は大規模改修を予定しているため受付はできません。

《問合せ》 スポーツ振興課 ☎21-9023